

平成26年(ワ)第21011号

チャリティーコンサートチケット売上代金等返還請求事件

原告 天野 コグ

被告 池澤 直美

原告準備書面(2)

平成26年11月26日

東京地方裁判所民事第28部はA係 御中

原告 天野 コグ

新事実および原告の権利および平成26年10月30日付け被告答弁書のうち、  
以下のとおり反論し、主張をする。

## 目 次

|    |   |    |
|----|---|----|
| 第1 | 新事実   | 6  |
| 1  | VSC 支援会が平成 23 年 3 月 25 日乃至平成 24 年 1 月 9 日までは、<br>小さな子どもたちの医療費の補助を行うための募金を目的に集金して<br>いた事実  | 6  |
| 2  | VSC 支援会が平成 23 年 3 月 25 日には、医療費補助のための募金の<br>用途を必ず明確にすると公約していた事実  | 6  |
| 3  | 日本国が、 <u>平成 23 年 3 月 23 日</u> には被災者がお金を持っていなくても<br>も必要な医療を受けられるように、財政支援する方向を示し、同年 4 月<br>28 日に成立、平成 24 年 2 月まで一律の支援をした事実                                  | 6  |
| 4  | VSC 支援会が寄付金を交付した岩手県では、平成 27 年 12 月まで、<br>医療費免除支援が継続予定の事実  | 7  |
| 5  | VSC 支援会による小さな子どもたちの医療費の補助を行うための募<br>金が詐欺行為である事実   | 7  |
| 6  | 被告が、「東北地方復興支援の会 港北」責任者として、小さな子ど<br>もたちの医療費の補助を行うための募金が詐欺行為である事実   | 8  |
| 7  | 「東北地方復興支援の会 港北」責任者である被告が、朝食会の席で<br>米国の老弁護士ら 10 名に「医療費が払えないという理由で病院を出な<br>ければならない子供たちのための募金」との資料を配布し熱弁を振るい<br>虚偽の目的により錯誤させて（甲 3 の 12）募金を預かった行為が詐欺<br>である事実 | 9  |
| 8  | 「東北地方復興支援の会 港北」責任者である被告が、日本国の財政<br>支援を知り得ており、医療費補助の用途を意図的に証拠隠滅した事実  | 10 |
| 9  | 括り  | 10 |
| 第2 | 原告の権利   | 11 |
| 1  | 請求の趣旨 1 について  | 11 |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| (1) | 被告がチャリティコンサートの売上金額を1円たりとも被災地に届けず、尊い小さなお子様を持つご両親様を対象として医療費の補助を募った寄付金をもチャリティコンサートの経費に流用したとして、日本国の被災地復興のための日本国民の血税を騙し取ったこと・・・ | 11 |
| (2) | 1円たりとも被災地に届かなかったチャリティコンサートのチケット売上代金および半分以上が被災地に届かなかった寄付金に対して領収書を発行する行為が、還付金詐欺の教唆にあたる不法行為であること・・・                           | 12 |
| (3) | チャリティコンサートのチケット購入者および寄付者らに生活保護受給者がいれば、被告が詐欺行為によって日本国民の血税を騙し取ったことと同然であること・・・  | 13 |
| (4) | 被告に「東北地方復興支援の会 港北」代表としてチャリティコンサートで多額の経費を発生させた責任を取る義務があること・・・   | 14 |
| (5) | 被告の詐欺行為により募金した者およびチケット購入者は寄付金およびチケット売上代金の返還を請求出来ること・・・   | 19 |
| 2   | 請求の趣旨2について・・・  | 20 |
| (1) | 被告が本件ブログ①②からインターネット上に公然と世界中に表示し募金という社会的活動を実施した公的言論に対してブログの読者全員が被告への請求権を有すること・・・  | 20 |
| (2) | 被告が本件ブログ①②からインターネット上で公然と世界中に表示し募金活動を実施した言論について、読者ら全員が請求権を有すること・・・  | 23 |
| 3   | 請求の趣旨3および4について・・・  | 25 |
| (1) | 被告が本件ブログ①②からインターネット上で世界中に公然と表示し公約した言論について、VSC 支援会の名称変更ならびに同支援会ウェブサイト閉鎖によりチャリティコンサートの実態を秘匿して                                |    |

|  |    |
|--|----|
| いること   | 25 |
| (2) 被告が本件ブログ①②等からインターネット上で世界中に公然と表示し公約した言論について、本件ブログ①②、オフィシャルサイトにおいて、チャリティコンサートのチケット売上代金を1円たりとも被災地に届けず、そのうえ尊い寄付金までいたずらに経費として流用した事実について秘匿していること | 29 |
| 第3 答弁書への反論   | 31 |
| 1 「VSC 支援会」の理事でもある被告が、ネット上で公約していたこと  | 31 |
| 2 原告が被告に対し、被告の2件のブログ上へのチャリティコンサートの会計報告の掲載ならびに米国での募金額および日本での手渡しでの募金額とそれぞれの使途の開示についても請求していること  | 32 |
| 3 原告のみならず被告のブログ等および被告の公言を錯誤し被告の言論によって錯誤させられたブログ等の読者のみならず日本国民全員が当事者適格を有すること   | 32 |
| 4 原告の請求が法的根拠を有すること   | 33 |
| 5 原告らが、先行する被告のネット上の公言に従ってブログ記事等を公開していること   | 33 |
| 6 原告の妻の10日間におよぶ緊急入院および経過観察による遅延  | 35 |
| 第4 原告の主張   | 36 |
| 1 当事者適格性   | 36 |
| (1) 原告自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があると認められていること   | 36 |
| (2) 原告のみならず被告のブログ等および被告の言論によって錯誤させられたままの状態が継続しているブログ等の読者のみならず日本国民全員が当事者適格を有すること  | 37 |

|   |    |
|---|----|
| (3) 原告のみならず被告のブログ等および VSC 支援会理事および「東北地方復興支援の会 港北」責任者である被告の言論によって錯誤させられているブログ等の読者のみならず日本国民全員が当事者適格を有すること | 38 |
| (4) 括り  | 38 |
| 2 民間団体であることに藉口した被告の好き勝手な行為が容認されないこと   | 39 |
| 3 「東北地方復興支援の会 港北」「東北地方復興支援の会」「VSC 支援会」「STC 支援会」が臭いものに蓋をする, 自浄能力不在の信用に値しない団体であること                        | 40 |
| 4 被告の言論により未だに詐欺被害拡大の恐れがあること   | 41 |
| 5 自浄能力のない民間団体を規制する法整備の活動を迅速に推進する必要があること   | 42 |

## 第1 新事実

被告夫妻が理事を務めるベトナムストリートチルドレン支援会（以下、「VSC 支援会」と言う。）の募金目的が詐欺であった事実

### 1 VSC 支援会が平成 23 年 3 月 25 日乃至平成 24 年 1 月 9 日までは、小さな子どもたちの医療費の補助を行うための募金を目的に集金していた事実

VSC 支援会は、平成 23 年 3 月 25 日付けで「東北地方太平洋沖地震への募金ご協力をお願い～募金の方法について～」と題して「わたくしたち VSC 支援会では、この度の被災により多くの財産を失い、治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や、妊婦の方、また小さなお子様を持つご両親様を対象に、医療費の補助を行う為の募金を募ります。」（甲 4 の 3・甲 31 の 1）を公表し HP にアップロードし、少なくとも平成 24 年 1 月 9 日現在には一般公開されていた事実が存在する（甲 4 の 3・甲 38 の 1 乃至 3）。

### 2 VSC 支援会が平成 23 年 3 月 25 日には、医療費補助のための募金の使途を必ず明確にすると公約していた事実

VSC 支援会は、平成 23 年 3 月 25 日付けで「対象になる方の選出は、桜田より現地の医療機関を通して行っていただき、お預かりした募金は、必ずどの様な医療に使われたのか分かるよう明確にして参ります。」（甲 4 の 3）を公表し HP にアップロードし、少なくとも平成 23 年 3 月 28 日現在には一般公開されていた事実が存在する（甲 31 の 1）。

### 3 日本国が、平成 23 年 3 月 23 日には被災者がお金を持っていなくても必要な医療を受けられるように、財政支援する方向を示し、同年 4 月 28 日に成立、平成 24 年 2 月まで一律の支援をした事実

東日本大震災発生「当時、厚生労働省（厚労省）は、震災でケガや病気をした被災者に対して、『保険証を持たずに受診しても健康保険を適用する』『窓口での自己負担なしで受診できる』『健康保険料の猶予・免除』などの特例措置をとり、お金の心配をせずに医療を受けられる体制をとった。」（甲 39 の 1

乃至 2, 6)「また, 自己負担金と保険料の支払いは, 当面の間, 猶予・免除することとして, 被災者がお金を持っていなくても必要な医療を受けられるようにした。自己負担金の取り扱いは, 被害の甚大さが明らかになるにつれて適用範囲が広げられ, 2011 年 3 月 23 日には国が財政支援する方向が示され, 2011 年度の第一次補正予算に 1142 億円が計上された(4 月 28 日成立)。」

「要件に当てはまる人は, 医療費や薬代のほかにも, 入院時の食事代, 訪問看護などの自己負担分が免除された。これは地震の発生以後に, 被災地から他の市区町村に移住した人も同様だ。」(以上, 甲 39 の 3 乃至 5,7)

「そして, 何度か延長が繰り返され, 国による一律の支援は 2012 年 2 月末で原則的に終了となった。」(甲 39 の 8)

#### 4 VSC 支援会が寄付金を交付した岩手県では, 平成 27 年 12 月まで, 医療費免除支援が継続予定の事実

「ただし, 岩手県と宮城県の国民健康保険と後期高齢者医療制度は, 県の判断によって免除期間が 2013 (平成 25) 年 3 月末まで延長されている。」(甲 39 の 8) さらに, 岩手県は, 平成 26 年 1 月から 12 月まで(甲 39 の 9), 再度平成 27 年 1 月から 12 月まで(甲 39 の 10) まで医療費免除支援を継続する方針を明らかにした。

#### 5 VSC 支援会による小さな子どもたちの医療費の補助を行うための募金が詐欺行為である事実

前記 1 で述べたとおり, VSC 支援会は, 募金において情を引き出すにあたり効果的な「治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や, 妊婦の方, また小さなお子様を持つご両親様を対象に, 医療費の補助を行う為の募金を募ります。」(甲 4 の 3) との文言を明記し一般公開して募金を募っていたが, 前記 3 で述べたとおり, 平成 23 年 3 月 23 日に, 国が医療費免除支援の方向を示し同年 4 月 28 日成立し, 国の一律支援は原則的に平成 24 年 2 月末まで継続されたにもかかわらず, HP 上において, 継続して「東

北地方太平洋沖地震への募金ご協力をお願い～募金の方法について～」ページを（甲 4 の 3）訂正せず上記文言を残し、あたかも、日本国が被災で苦しむ国民に対して医療費を含む支援において無策のまま手をこまねているかの如く装い、多数の善意の募金を無償で提供させ、少なくとも平成 23 年 3 月 25 日乃至平成 24 年 1 月 9 日まで、法律的根拠もなく、変更という重要事項を告知せず医療費の補助の為の募金と偽り多くの日本国民および寄付活動が盛んな米国国民をはじめとする世界中の人々から目的を偽って募金を騙し取った行為は詐欺そのものであり、決して許されるものではない。

#### 6 被告が、「東北地方復興支援の会 港北」責任者として、小さな子どもたちの医療費の補助を行うための募金が詐欺行為である事実

被告は、平成 23 年 10 月 1 日付けで VSC 支援会の HP に「東北地方復興支援の会 港北」の責任者として、「～ 港北から東北へ 願いは音にのせて～ チャリティコンサート募金への御礼」（甲 4 の 6）の中で「2011 年 9 月末日まで募金が届けられておりました。」「岩手県陸前高田市・高田高校仮設住宅敷地内に建設される集会所に小さな図書室を開設するための準備金の一部として利用させていただきます。」「集計金額 74,800 円（平成 23 年 9 月 30 日締切）」と明記し一般公開した（甲 4 の 5・VSC 支援会 HP）。

被告のこの発表は、被告が「東北地方復興支援の会 港北」責任者として、平成 23 年 3 月 25 日から同年 9 月 30 日までに医療費の補助を行う目的と誤信させ、錯誤させられて届けられた尊い募金を、唐突に、図書室開設の準備金の一部に用途を変更したこととなり、被告の行為が詐欺である事実は明らかである。なぜなら、小さな子どもたちが医療を受けられないことを可哀想に感じる人情に訴えてお金を集めておきながら、171,980 円もの募金額をもチャリティコンサートの収入に取り入れているからである。医療費を払えず治療を受けられない小さな子どもたちを救う医療費の補助を行うためではなく、「チャリティコンサートは良い音で皆様に楽しんでいただきたく、また演



奏者の皆様にもベストなコンディションでご演奏いただけるように、リハーサルも行い、本番と 2 回分のホール代備品使用料、音響オペレーション費用等がかかりました。」(甲 4 の 6・ストリートチルドレン支援会 HP) として、寄付金がチャリティコンサートの音響費とやらに 157,500 円も使われて 1 円たりとも被災地に届かないと知っていたら募金しない人が多数存在したであろうことは火を見るより明らかである。

しかも、本件ブログ①②において、同年 4 月以降は募金について「医療費」と公言することを止めていることから、被告が日本国の財政支援について(甲 39 の 1 乃至 7) 知り得ていた事実は明らかである。

したがって、被告が、日本国が医療費の支援に乗り出している事実を知りながら、「東北地方復興支援の会 港北」責任者として、小さな子どもたちのための医療費の補助を行う目的で募った募金が詐欺行為である事実は明らかである。

**7 「東北地方復興支援の会 港北」責任者である被告が、朝食会の席で米国の老弁護士ら 10 名に「医療費が払えないという理由で病院を出なければならぬ子供たちのための募金」との資料を配布し熱弁を振るい虚偽の目的により錯誤させて(甲 3 の 12) 募金を預かった行為が詐欺である事実**

被告は、平成 23 年 4 月 1 日付け本件ブログ①のブログ記事(甲 3 の 12)において、「その一つは義援金の募集です。今回の震災で孤児になったり、継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならぬ子供たちのための募金です。」との資料を配布して、資産家であり富裕層である友人のマーク氏がダウンタウンに構える法律事務所のクラブでマーク氏を含む米国の老弁護士ら 10 名に訴えかけて募金を預かったが、前記 3 で述べたとおり、既に同年 3 月 23 日の時点で、財政支援する方向を示し、同年 4 月 28 日に成立、平成 24 年 2 月末日まで一律の支援した事実から、被告の訴え自体が詐欺行為であった事実は明らかである。

被告は、同ブログ記事で、「**桧田仁医師の現地からの報告がありました。**」として、VSC 支援会理事長の桧田氏の口を借りる形で、「先生、津波でなくなった家の借金もありますし、私の治療はもういいです。」と語らせているが、他人の口を借りる形で自身の利益を図るのが被告の常套手段である。しかし、日本国では既に昭和 49 年から医療費の支払いが困難な方に対して医療費減免を行う制度が制定されており、この言論自体同情と共感を得る目的で成された被告による捏造であり虚偽の事実と判断している。なぜなら、自身が広島で桧田病院を開業する医療従事者である桧田仁医師が前記発言を語るとは考えられないからである。

#### **8 「東北地方復興支援の会 港北」責任者である被告が、日本国の財政支援を知り得ており、医療費補助の用途を意図的に証拠隠滅した事実**

VSC 支援会は、平成 23 年 3 月 25 日付けで「東北地方太平洋沖地震への募金ご協力をお願い～募金の方法について～」を公表し HP にアップロードし、「対象になる方の選出は、桧田より現地の医療機関を通して行っていただき、お預かりした募金は、必ずどの様な医療に使われたのか分かるよう明確にして参ります。」(甲 4 の 3・甲 31 の 1) との文言を、少なくとも平成 23 年 3 月 28 日現在には一般公開していたが(甲 31 の 1)、「東北地方復興支援の会 港北」責任者である被告が、意図的に一部削除した事実があり、日本国の財政支援を知り得たこと以外に前記文言を削除する合理的理由はない。

したがって、被告が医療費補助たる用途が成立しないと知り得ていながら、訂正もせず意図的かつ密かに証拠隠滅した事実は明らかであり、極めて悪質な行為である。

#### **9 括り**

したがって、被告夫妻が理事を務めた「VSC 支援会」、被告が責任者であった「東北地方復興支援の会 港北」のいずれにおいても募金目的自体が詐欺であった事実は明白であり、VSC 支援会 HP をサイト毎削除し、証拠隠滅を

図った行為は極めて悪質である。

## 第2 原告の権利

### 1 請求の趣旨1について

- (1) 被告がチャリティコンサートの売上金額を1円たりとも被災地に届けず、尊い小さなお子様を持つご両親様を対象とした医療費の補助を募った寄付金をもチャリティコンサートの経費に流用したとして、日本国の被災地復興のための日本国民の血税を騙し取ったこと

日本国民は、平成25年から49年までの間に生じる所得について所得税額の2.1%に当たる「復興特別所得税」を徴収されている（平成23年法律117号）。

一方で、被告が「東北地方復興支援の会 港北」代表となって開催したコンサートは、チャリティである以上、当然の如く収益金が義務付けられている筈であったが、結果責任を放棄し、被災地復興のための財源となるべきチケット売上代金からの収益金は皆無つまりゼロであった。そのうえ、さらに尊い寄付金の中から97,180円もの大金をチャリティコンサートの経費として流用したとしており、畢竟、被告がチャリティコンサートを企画開催したため、尊い寄付金をも全額届けられなかった事実は明白であり（甲4の6）、責任者でありながら、公約を無視して経費を最小限に節約するどころか、売上代金ならびに寄付金の中から97,180円も経費にかけたとする行為或いは不作為により多額の出費を発生させた被告の管理監督責任が問われることは明らかである。しかも、チャリティコンサート決算報告書に募金は、171,980円（23年9月末日締め切り分総計）と表示されているが（甲4の6）、実際には小さなお子様を持つご両親様を対象に、医療費の補助を行う為の募金（甲3の12、甲4の3・甲31の1）をも流用した事実があり、チャリティコンサートで大規模に発生したとする赤字を隠蔽し、あ

たかもチャリティコンサートで収益が発生したかの如く装う粉飾決算が否定出来ない。

日本国が日本国民から徴収した復興特別所得税であろうと、被告が責任者となって募った寄付金であろうと本件ブログ①②から呼び掛け売上げたチケット代金であろうと、被災地の自治体のためのお金であることには変わりはない。しかるに、本来収益金をあげることが最重要目的であり、被告は最もその目的を果たすべき立場にあり、責任者としての権限を有していたにも関わらず、チケットの売上金額にとどまらず、チャリティコンサートの経費として、小さなお子様を持つご両親様を対象とした医療費の補助にあてるための寄付金にまで手を付けて詐取し、収入として計上した事実には、粉飾決算が否定出来ないばかりか、被告の「(チケットの売上代金から) 最小限の経費を差し引いた全額を、私たちが直接、陸前高田ボランティアセンターへと届けます」(甲 3 の 15) との公約違反が甚だしく、著しく社会正義に反していることは明白であり、被告が適切に任務を遂行し、当音響費とやりに多額の 157,500 円もの費用を掛けていなければ、少なくとも収益金 60,320 円を被災地に届けることが可能となり、この収益金プラス小さなお子様を持つご両親様を対象とした医療費の補助を流用した金額 97,180 円の都合 157,500 円を日本国民の血税から盗用することもなかったのである。

したがって、請求の趣旨 1 に対して、被告により損害を蒙った原告は勿論、日本国および日本国民であれば誰でも被告に対する請求権を有することは明らかである (平成 23 年法律 117 号)。

- (2) 1 円たりとも被災地に届かなかったチャリティコンサートのチケット売上代金および半分以上が被災地に届かなかった寄付金に対して領収書を発行する行為が、還付金詐欺の教唆にあたる不法行為であること

「東北地方復興支援の会 港北」・「東北地方復興支援の会」・「VSC 支援

会」は、ホームページ（以下、「旧 HP」と言う。）上に「税法の改定により民間ボランティア団体への寄付金が『指定寄付金』に指定され税制上の措置が受けられることになりました。現地レポートと共に領収書を発行いたしますので、大切にご保管下さい。」（所得税法 78 条，甲 4 の 3）と表示し、また、「ストリートチルドレン支援会」（以下、「STC 支援会」と言う。）では、ホームページ（以下、「新 HP」と言う。）に「当会の領収書は、確定申告で減税対象となります。23 年度の確定申告は終わっておりますが、遡って申告する事が出来ます。」（所得税法 78 条，甲 27）と表示するが、寄付金が「指定寄付金」に指定されており「寄付金控除」の対象となったことから、実際にチャリティコンサートのチケット売上代金全額が経費として消費し尽くされ、更に、被告が寄付金の大半をも被災地に届けずチャリティコンサートの経費に流用した事実から、これらの金額は到底「寄付金控除」の対象には該当せず、「東北地方復興支援の会 港北」代表である被告および VSC 支援会理事である被告らが連帯して領収書を発行した寄付者に寄付金控除の申告を呼びかける行為は、還付金詐欺の教唆にあたる不法行為となる。

したがって、請求の趣旨 1 に対して、VSC 支援会理事であり「東北地方復興支援の会 港北」代表である被告の還付金詐欺教唆について事実を知り、不正を告発して質そうと考える原告は勿論、日本国および日本国民であれば誰でも被告に対する請求権を有する事実は明らかである（所得税法 78 条）。

**(3) チャリティコンサートのチケット購入者および寄付者らに生活保護受給者がいれば、被告が詐欺行為によって日本国民の血税を騙し取ったことと同然であること**

チャリティコンサートのチケット購入者および寄付者らの中に生活保護受給者が存在すれば、チャリティコンサートで収益金がなかった事実から、

日本国民の血税から支出された生活保護費を被告が騙し取ったこととなる。

したがって、請求の趣旨1に対して、被告により損害を蒙った原告は勿論、日本国および日本国民であれば誰でも被告に対する請求権を有する。

**(4) 被告に「東北地方復興支援の会 港北」代表としてチャリティコンサートで多額の経費を発生させた責任を取る義務があること**

イギリスの法律において、「The Job Seeker's Allowance Regulations 1996 (1996年求職者手当規則)」の中には、「voluntary work (ボランティアな仕事)」とは「means work for an organization the activities of which are carried on otherwise than for profit, or work other than for a member of the claimant's family. Statutory Instrument 1996 No.207, regulation 4 (利益以外を目的とした団体のために働くこと、あるいは(休職手当)受給者本人の家族以外のために働くこと)」としている。また、2002年警察法(犯罪記録)規則では、ボランティアとは「volunteer as “a person engaged in an activity which involves spending time, unpaid (except for travel and other approved out-of-pocket expenses), doing something which aims to benefit some third party other than or in addition to a close relative”. Statutory Instrument 2002 No.233, regulation 2 (時間を割いて、無報酬(交通費とその他の認められた費用を除く)で、親しい人以外、あるいは親しい人に加えてその他の人の役に立つことを目的とする活動をしている人)」と定義している。また、チャリティ組織の設立要件として、2006年11月に改正されたチャリティ法の「charitable purpose (慈善目的)」にあてはまることが必要とされている(Charities Act 2006)。

被告が自ら「東北地方復興支援の会 港北」の代表をかって出て慈善目的でコンサートを企画・開催し責任者となって、仕事を実行する以上、仕事の性格上、被災地に贈るべき寄付金を捻出するための収益金確保が最重

要の必須目的であったことは小学生にも理解出来る。しかるに、万が一全収入を超過する多額の経費を発生させたとすれば自らの責任で損失金額を補填して責任を果たさなければ自ら代表をかって出て責任者に就く資格になかったことは明らかであり、責任をとって速やかに代表を辞任すべきである。

責任者である被告が、経費を最小限に抑えるべき立場にあり、その権限を有していながら、それらを放棄して公約（甲 3 の 15）を破り「追記」と称して「音響オペレーション費用」とやらの多額が掛かったとして、「コンサートは良い音で皆様に楽しんでいただきたく、また演奏者の皆様にもベストなコンディションでご演奏いただけるように、リハーサルも行い、本番と 2 回分のホール代備品使用料、音響オペレーション費用等がかかりました。」（甲 4 の 6）と弁解する。しかし、国難である東日本大震災にあたり、日本全国が被災地支援へと心をひとつにする中でチャリティと銘打って慈善目的のコンサートを開催した性格上、利益を出して少しでも多くの金額を被災地に寄付として届けることが至上の命題でありながら、被告が代表として成した総ての行為は、前記のボランティアな仕事とは呼べず、被災地の人のために全く役立たず、VSC 支援会の方針（甲 4 の 7 乃至 8）にも反している。あまつさえ、「子供たちの医療費の補助を行うための募金」と錯誤させて、情にほだされた閲覧者らにチケット代金や寄付金としての財物を交付させておきながら、実際には、被告および被告の長女のためにチケット売上代金ならびに尊い寄付金をも経費として好き勝手に処分したものであり、この行為は「秩序破壊」乃至「国賊」と呼ぶに等しい悪質な詐欺行為に間違いない。

つまり、被告自身が司会および会代表としてステージから挨拶を行い、家族であり以前から仕事に恵まれていなかった（甲 28 の 1 乃至 4）被告の長女をトリに起用し、被告の前夫の翻訳本を朗読させ、①Over the Rainbow

②君をのせて～空の城ラピュタ主題歌の2曲を歌唱させた事実から（甲3の19）、実際に音響オペレーション費を掛けたとすれば、被告の司会進行および声優である被告の長女の朗読と歌唱のために「良い音」「ベストなコンディション」の環境を整えて聴衆に聞かせる目的の経費を最優先させて消費したと考えるのが最も自然であり、被告がチャリティコンサートを利用して被告および被告の家族のために売名と自己顕示欲とを満たした不正行為であることは明らかである。なぜなら、第一に、前述のとおり被告の長女に歌唱や朗読の仕事がなかった事実から、被告が、被告の長女のために600名もの収容が可能な大ホールを用意し、医療費が支払えない子どもたちのためと偽って募った人様からの預かり金を、「チャリティ」としての意味をなさず、何ら被災地の役に立たない不適切で多額の音響費にやすやすとつぎ込んだもので、被告には『被告と被告の家族さえ良ければいい』との<sup>よこしま</sup>邪な思いが常に根源にある事実を反映している。これは、「本人の家族以外のために働くこと」とのボランティア精神に大きく反しており許されず、被告および被告の長女は『火事場泥棒』と呼ばれても仕方がない。第二に、ボランティアは前述のとおり「時間を割いて、無報酬（交通費とその他の認められた費用を除く）で、親しい人以外、あるいは親しい人に加えてその他の人の役に立つことを目的とする活動をしている人」との性格を有していると考えられ、「入場料の1500円は、最小限の経費を差し引いた全額を、私たちが直接、陸前高田ボランティアセンターへと届けます」（甲3の15）と被告自身が現在も表示している公言公約を無視して、音響オペレーション費用とやりに多額の費用をかけたとして人様からの預かり金でお祭り騒ぎをただけの結果となり、もつての外であるとともに度を越した悪ふざけ行為であり公序良俗に反すると言わざるを得ない（民法90条）。第三に、コンサートの性格が「チャリティ」（慈善目的）である以上、被告と被告の長女以外の出演者すなわち県立港北高校吹奏楽部、



「RIVERSIDE SINGER」, 大崎龍治, MuM (ムーム), バイオリン: 浅井眞理, 渡邊麻衣, ピアノ伴奏: 加畑嶺の方々 (甲 3 の 19), 「良い音」にこだわり, 「ベストなコンディション」で演奏したいと無理強いしたり, 音響オペレーション費とやらの多額の費用を掛けさせて欲しいとの目的に反した要望を伝えて来たとは到底思えない。しかも, 「～ 港北から東北へ 願いは音にのせて ～チャリティ」と冠したコンサートにおいて, 支出が収入を上回るような由々しき事態について早い段階から知り得る運営側の立場にあった被告には, 良い音にこだわりベストなコンディションでの歌唱や朗読をたとえ強固に主張する出演者がいたとしても, 港北公会堂大ホールの素直で自然な響きが客席全体を包む当日のコンディションで充分ですよと説得し納得させること或いは代表たる被告の権限で断念させるなり出演を辞退させることも可能であったに違いないからである。また, コンサートを良い音で楽しみたいと主張する入場者がいたとしても, 責任者であり司会でもある被告が壇上からチャリティコンサートの趣旨を説明して理解させれば済む話であったことは言うまでもない。

したがって, 被告が「東北地方復興支援の会 港北」の責任者となってチャリティコンサートを企画・開催し, 多額の経費を発生させた事実から, 責任者である被告に責任を取る義務があることは明白であり, チャリティコンサートのチケット購入者, 本件ブログ①②, 旧 HP の閲覧者, 新 HP の閲覧者らのみならず, チャリティコンサートの開催によって, 原告を含む日本国民は誰でも, 被告に対して公約を反故にして多額の経費を発生させた故に補填の請求権を有する。

なお, 被告は, 本件ブログ①の記事において, 第一に, 「何しろ素人です。一生懸命準備をしてきたつもりでも, 至らぬ点が数々ありました」(甲 3 の 19) と強調して, 素人を装う虚偽の主張を公開し, 予め批判を免れるための予防線を引いているが, 被告は VSC 支援会事務局の吉●裕●氏と共に過

去に何度もチャリティコンサートを実施してきた事実があり、そのことは被告乃至吉●裕●氏のブログならびに被告のオフィシャルサイトにも公開されており、「プロ」と呼ばれる立場にある（甲 29 の 1 乃至 5）。第二に、「何をしても後ろめたいのです。一日に小さなおにぎり 1 個とバナナ 1 本しか食べられないという避難所の人たちのことを聞けば、不要なものまでぎっしり詰まった冷蔵庫を開けるのも後ろめたいのです。ましてやおいしいものを食べて、満腹になったりすれば、まるでいけないことをしたかのような気になります。」（甲 3 の 10）と明記し現在も公開しているが、前記のとおり、被告は、被告自身および被告の長女のためにチャリティコンサートを利用しただけであって、コンサート終了後、直ちに豹変し、チャリティコンサートまで涙ながらに伝えて来た被災地の子どもたちはどこへやらの反省無き浪費・贅沢三昧ぶり（訴状 24 乃至 28 頁）を本件ブログ①②からこれでもかとばかりにあからさまに公開して見せつけてきた事実があり、打って変わった被告の心無い言動については特に許し難い。あまつさえ、後ろめたいどころか酒池肉林の大食い飲酒福引付き等無料パーティ三昧に加えて、平成 23 年末には被告が初孫に贈る本を初出版し（甲 1 の 2）、被告の長女がオーナーとなって写真館（甲 19）をもオープンした行為を公開しており、被告が子供たちの医療費の補助を行うための多額の寄付金を着服した結果と原告は判断している。第三に、「お手伝いをしてくれるスタッフの方々も、みんな手弁当のノーギャラです」（甲 3 の 15）と明記し現在も公開しているが、「結局私たちスタッフは一日仕事です。それでも誰ひとり文句を言うでもなく、冗談で疲れを吹き飛ばし（ました）、お昼は暑い中を歩いて、380 円のお弁当を買いに行きました。何しろ、少しでも多くの支援をお届けすることが目的ですから、いくら手弁当だからと言ってお金をかけることはできない状況です。」（甲 3 の 18）と平成 23 年 8 月 13 日付けで公開していながら、「弁当代 31,802 円（当日のスタッフ及び

出演者用 55 名分)」(甲 4 の 6) をも発生させ、前言を翻して多人数に対して手弁当どころかやすやすと全員に弁当を支給しており、被告が公約したいずれの言論もその場限りであり、口先だけの真っ赤な嘘であった事実が存在する。

- (5) 被告の詐欺行為により募金した者およびチケット購入者は寄付金およびチケット売上代金の返還を請求出来ること

被告の「募金のお願い」中の言論である日本国が被災者に対して財政的支援を実施していない(甲 4 の 3・甲 38 の 1 乃至 3) と誤信し、錯誤させられ、本件ブログ①記事中の「入場料の 1 5 0 0 円は、最小限の経費を差し引いた全額を、私たちが直接、陸前高田ボランティアセンターへと届けます。」等(甲 3 の 14 乃至 15) の言論誤信、錯誤させられた者および被告の友人のブログ記事中の「顔を出して下されば入場料が陸前高田市に届けられますのでお立ち寄りください♪」(甲 18) 等を誤信し錯誤させられ、騙されて寄付をした者およびチケットを購入した者であれば全員が民法 96 条により「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。」から、被告は寄付した者および購入者から寄付金およびチケット売上代金の返還を請求されれば、返還に応じる義務がある。ところが、被告は、後記第 2 の 3 記載のとおり、寄付した者らに、被災者への日本国の財政支援を告知せず(甲 39 の 1 乃至 7)、チケットの購入者らは、同売上代金全額を被告がチャリティコンサートの経費として費消し尽くしたと公開している事実(甲 4 の 6) について知り得ること能わず、被告が、同売上代金を 1 円たりとも被災地に届けず終いであったとの重大な事実を報告せずに、子供たちの医療費の補助を行うための尊い寄付金をも経費として流用したとする事実を反省することもなく、原告からブログで指摘されても(甲 25 の 3 乃至 4)反省しようとするどころか却って倍返しの反撃をもって原告を御庁に訴えて自らの言動を正当化しようとしたうえ、「攻撃」(答弁書 3 頁) と捉

えて逆ねじを食らわせているもので、実情を何としても秘匿し隠蔽しようとしている事実から、チケット購入者らにとって一方的に不利な状況が今現在も継続している。

したがって、被告らの理不尽な言動により、<sup>つんぼ</sup> 糞 棧敷に追いやられたまま実害を蒙っている寄付した者およびチケット購入者らを救済するためにも、その実態ならびに事実を知る日本国民のみならず、原告を含む誰であれ、被告に事実について公開させる権利を有することは明白である。

## 2 請求の趣旨 2 について

- (1) 被告が本件ブログ①②からインターネット上に公然と世界中に表示し募金という社会的活動を実施した公的言論に対してブログの読者全員が被告への請求権を有すること

「東北地方復興支援の会 港北」或いは「東北地方復興支援の会」或いは「VSC 支援会」には、民間団体としてその活動に自ずと最低限度の社会通念上守るべき事項が存在する。それは、収入金額と用途について明記し情報を公開することである。

しかし、被告が本件ブログ①②上においてのみ情報公開した米国の友人乃至米国での老弁護士らからの預かり金に関して、その募金額と用途を秘匿していること（訴状 23 乃至 24 頁）は既に主張したが、VSC 支援会では、「東北地方太平洋沖地震への募金ご協力のお願い～募金の方法について～」、「現在 V S C 支援会の口座がまだ出来上がっておりません、個人口座へのお振込みになります。」と明記公開して支援会事務局の吉●裕●氏の個人口座への振込を指示し、また、「直接支援会理事にお手渡しご希望の方」と明記公開して支援会理事への直接手渡しを指示しているやり方からも、収入額が不透明である事実は明らかである（甲 4 の 3）。しかも、被告が理事を務める VSC 支援会の旧 HP には事務局・吉●裕●氏と明記されていたが、会計実務ならびに会計責任者は明記されておらず、チャリティコンサ

ート開催後に改称された STC 支援会に至っては事務局・ヨシカワ(甲 27)、会計監査・廣瀬ミナ(甲 30)と表示されているだけで人物は特定出来ないばかりか公認会計士・江良泉氏(埼玉)が理事としてその実名を連ねて公開されているながら(甲 4 の 2・2 頁)、責任者として表示されておらず、会計実務・会計責任者についての明確な公開が成されていない。

さらに、被告にかかれば、前記第 2 の 1 (4)で述べたとおり、甲第 4 号証の 6 については、決算報告期間をチャリティコンサート開催当日の 8 月 14 日 1 日分のみとしているにもかかわらず、寄付金は 3 月 25 日乃至 9 月 30 日分まで含めるなど、前述したとおり、公認会計士の資格をもつ江良泉氏が理事として名を連ねているながら、責任者として表示されておらず、決算報告すらその体をなしていない。つまり、平成 23 年 3 月 25 日から(甲 34 の 2)、VSC 支援会が「東北地方復興支援の会」として「医療を受ける事が困難な子供たちのための募金」(甲 4 の 3・甲 31 の 1)を「小さな図書室を開設するための準備金の一部」(甲 4 の 6)に改竄している事実からして被告の詐欺行為は火を見るより明らかである。そして、被告が米国の友人ら 13 名以上から送られた義捐金(甲 3 の 11)や被告の夫の友人であり豪邸に住む資産家のマーク氏が法律事務所を構えるクラブにおける朝食会の席で米国の老弁護士ら 10 名に「医療費が払えないという理由で病院を出なければならぬ子供たちのための募金」との資料を配布し力説して(甲 3 の 12)被告が預かった多額とみられる募金の額および用途を明らかにしていないことから不透明さはさらに増幅されている。

しかも、VSC 支援会の「第一期 東北地方復興支援の会・決算報告書」の期間 自 2011 年 3 月 20 日～至 2012 年 2 月 29 日における総収入 807,980 円から、「チャリティコンサート決算報告書」の期間 2011 年 3 月 20 日乃至 2011 年 9 月 30 日の総収入 431,480 円(甲 4 の 6)を減ざると僅か 376,500 円にしかならず、寄付金額はあまりに少な過ぎると言わざるを得ない(甲

30)。なぜなら、次のとおり多方面にわたる募金活動の事実が存在するからである。第一に、「治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や、妊婦の方、また小さなお子様を持つご両親様を対象に、医療費の補助を行う為の募金を募ります。」(甲4の3・以下、「子供たちの医療費の補助を行うための募金」と言う。)と虚偽の事実を目的にして、訂正もせず継続させたまま9か月以上一般公開し、第二に、平成23年3月31日、著名人でありツイッターにおいて5万人のフォロワーを持ち多大な影響力のある被告の長女・池澤春菜氏から「こちらに振り込んできたよ⇒この度の被災により多くの財産を失い、治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や、妊婦の方、また小さなお子様を持つご両親様を対象に、医療費の補助を行う為の募金を募ります。」と虚偽の事実を目的にして、呼び掛けさせて募らせたのに対して(甲6の4・2011年3月31日午後4時28分36秒)、翌日「被災者の方々は保険証が無く、お金が無ければ医療費はかかりません。医療機関に通達がありました。だから 何故?」(甲40・chata888氏・2011年4月1日午後9時56分3秒)と被告の長女の募金の呼びかけに対して疑問を抱くコメントを無視させ、3年以上経った現在も訂正もさせずに放置させ、第三に、原告の米国の友人たち13名以上からの義捐金(甲3の11)、第四に、「今回の震災で孤児になったり、継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならぬ子供たちのための募金です。」(甲3の12)と朝食会で子供たちの医療費の支援を募る目的で被告がゲストスピーカーとして資料を配布し直接プレゼンテーションを実行して米国の老弁護士ら10名から集めた多額の寄付金、第五に、被告の知人にも甲第4号証の3と同じ内容で募金のお願いを宣伝させ(甲31の1, 甲31の3)、第六に、SNS[mixi]からも募金のお願いを宣伝させ(甲31の2)、第七に、出演者ら自身のブログ等からもチャリティコンサートの宣伝をさせ(甲31の4乃至5)、第八に、

被告の長女池澤春菜氏のファンと思われる人物にも宣伝させている事実（甲 31 の 6），第九に，NHK ラジオに出てカイロの様子を語った中野眞由美氏とその友人ら 7 名および神奈川県善意通訳者の河合会長と菅田リーダー（甲 3 の 18），第十に，チャリティコンサートを後援させた石本東生氏率いるギリシャ政府観光局の寄付金（甲 4 の 4），大倉山エルム通りの地元商店街にも宣伝させ（甲 4 の 4），第十一に，直近に被告の幼馴染である資産家の磯氏と子ども服の会社を営む妻の美記代氏宅を訪問した事実をも考慮すれば（甲 41），チャリティコンサート関連の寄付等を除いて，1 年間の寄付金合計金額が 40 万円にも満たないとされていることには大いに疑義がある。そのうえ被告は，まつげトリートメントを生業とする「グリッターアイズ」の東京目黒店および大阪心齋橋店の 2 店舗に募金箱を設置しており，街頭募金同様訪れる不特定多数の客からの募金をも募っていた事実が存在する（甲 32 の 1）。

したがって，被告が本件ブログ①②からインターネット上で公然と虚偽の事実を世界中に表示し社会的に募金活動を実施した公的言論について，本件ブログ①②等の多くの読者らが事実について公開するための請求権を有することは当然の権利である。

そもそも，やましいことがなければ，被告は重要事項である募金の当初目的の変更および理由について堂々と告知し公開出来るとともに寄付金額，使途共に真実を公開出来る筈であり，公にすることによって何らかの不都合があり何らかの不利益を被るからこそ被告は公開できないのであり，公開しない正当な理由は何もない。ましてや被告が公約を破った事実に対して真摯な反省の言葉とともに謝罪を公開出来ない理由はどこにもない。

**(2) 被告が本件ブログ①②からインターネット上で公然と世界中に表示し募金活動を実施した言論について，読者ら全員が請求権を有すること**

「東北地方復興支援の会 港北」「東北地方復興支援の会」「VSC 支援会」

は、「現在V S C支援会の口座がまだ出来上がっておりません、個人口座へのお振込みになります」(甲4の3)と表示し続けて、現在も吉●裕●氏個人の口座に募金を振り込ませていることから、いずれの「会」も措信すべからざる団体と言わざるを得ず、個人口座を凍結すべきである。なぜなら、平成22年10月19日付け mixi 記事・タイトル「VSC 支援会のHPが出来ました！！」へのコメントに対する同年同月25日付け返信コメントに「寄付用の口座を作るのにとっても審査が厳しくて、理事長本人が作らないとNGと言われてしまいました。理事長が帰国後に作成となりますので、今しばらくお待ちください(^\_^♪」(甲32の2)と一般公開しており、被告夫妻が理事である「VSC 支援会」、被告が代表であり責任者を務める「東北地方復興支援の会 港北」、被告夫妻が所属する「東北地方復興支援の会」、「STC 支援会」等いずれの「会」においても、口座すら開設出来ないほど杜撰かつ労力を惜しむ団体であり、団体としての体をなしていない実体は明らかである。「VSC 支援会」は同会の旧HPから「理事規約」の存在が伺われる程度であり、定款の存在すら疑わしい。

なお、原告が、吉●裕●氏の個人口座を開設しているゆうちょ銀行が加盟する全国銀行協会相談室(電話：03-5252-3772)木村氏(男性)に「民間団体等」が口座を開設する際に持参すべき物や確認事項について尋ねたところ、理事の名簿、代表者選任の議事録、代表者が通帳と印鑑を持つかどうか等について挙げてくれた。通帳と印鑑を持つ人が異なると銀行は困るような口ぶりであった。銀行側のチェックポイントとしては、組織としての統制がとれているか、議事録があるかどうか、規約＝決議の際に、定数がいくつで何分の何で可決するかのルールが存在するかどうかということであった。なぜなら、法人や個人であれば、役所に行けば確認できるが、「任意団体」は客観的存在ではないため、銀行としてより慎重にならざるを得ないからであろうと推認する。



さらに、VSC 支援会理事であり事務局の吉●裕●氏が、自身の口座を募金の振込先として公開し指示していたゆうちょ銀行の HP には、口座開設時の本人確認書類一覧が公開されている（甲 33）。しかし、同会がいかなる金融機関においても、前記平成 22 年 10 月 19 日から 1 年以上経過する平成 24 年 1 月になるも、同会専用の口座を開設出来なかった事実からは、同会が、定款、寄付行為、規約、規則の写し等のいずれも提示出来なかった事実すなわち同団体が信用に値しない団体であるとの確たる事実を自ら実証したのである。さらに、VSC 支援会の理事を務める被告と事務局の吉●裕●氏との 2 人のメールのやり取りにおいて理事会も開くことなく「一時的に旧 HP において被告夫妻を理事の表示・公開から外す」という事実からも、極めていい加減な仲間うちの団体である事実は立証済である（甲 4 の 10）。

したがって、全世界から寄付金を集め収入とする被告の所属する団体がここまで信用に値しない団体であり、このような団体の理事であり会の代表責任者である被告に対して、原告は勿論のこと、本件ブログ①②ならびに VSC 支援会の旧 HP および STC 支援会の新 HP 閲読者ら全員が被告に対して請求権を有することは社会通念に照らしても明白である。

ところが、「権利能力なき社団」に対しては「一般社団法人」及び「一般財団法人」のように一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）が適用されておらず、NPO 法人のように特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）も適用されていないことに藉口して、「子供たちの医療費の補助を行うための募金」（甲 4 の 3）との虚偽の名目で集めたお金を、お咎めなしで、好き勝手に利用する最も悪質かつ狡猾な行為が許されないことは社会通念上自明の理であろう。

### 3 請求の趣旨 3 および 4 について

(1) 被告が本件ブログ①②からインターネット上で世界中に公然と表示し

## 公約した言論について、VSC 支援会の名称変更ならびに同支援会ウェブサイト閉鎖によりチャリティコンサートの実態を秘匿していること

被告夫妻が VSC 支援会の理事であり、「東北地方復興支援の会 港北」代表でありチャリティコンサートの責任者たる被告が、本件ブログ①②においてインターネット上で世界中に公然と表示し公約した言論に対しては、チャリティコンサートのチケット売上代金であろうと、寄付金であろうと、無償で提供されており、被告が「東北地方復興支援の会 港北」代表として募った所得に対して、収益金が出ないばかりか寄付金までがマイナスとなる程の前代未聞の大それた経費を発生させたとして、被告はチャリティコンサートの売上金を1円たりとも被災地に届けずリハーサルおよび当日の経費として使い果たした事実ならびに寄付金をも多額の経費として使用したとしている事実は、たとえそれが出演者からの要望であったとしても撥ね付ける立場にあり拒否する権限を有していながら（甲 26）、容認し自ら多額の経費が発生したと述べて済ませていることは到底看過出来ない（甲 4 の 6）。しかも、被告は赤字を発生させたとする内情を本件ブログ①②を通じてチケットを購入した多数の閲覧者らに向けて公開するどころか巧妙に秘匿している。その手口は、本件ブログ①②のみならず、本件ブログ①②の専用バナーから LINK（結びつけ）させていた旧 HP をサイトごと削除し、突如として URL の異なるウェブサイトを新設し、その新 HP 上で、「～ 港北から東北へ 願いは音にのせて ～ チャリティコンサート募金への御礼」において、わざわざ赤字で「旧ホームページ内に掲載されていた内容を転記させていただきます。」と明記公開したものの（甲 4 の 6）、旧 HP には「チャリティコンサート決算報告書内容 期間 自 2011 年 8 月 14 日～至 2011 年 8 月 14 日」の内容について明記公開を避け、使い分けを弄した狡猾なものであった（甲 4 の 5）。しかも、「東北地方太平洋沖地震への募金ご協力をお願い～募金の方法について～」(旧 HP ページ・甲 4 の

3) を削除して消去する念の入れようであった。

「東北地方復興支援の会 港北」が民間団体としての活動である以上、社会通念上自ずと守るべき最低限度の事項がある。それは、寄付をインターネット上で公然と旧 HP に「東北地方太平洋沖地震への募金ご協力をお願い～募金の方法について～」を明記公開したのであれば、当初公開されていた「対象になる方の選出は、桧田より現地の医療機関を通して行っていただき、お預かりした募金は、必ずどの様な医療に使われたのか分かるよう明確にして参ります。」(甲 31 の 1) との文言について黙って削除し改竄することは許されず(甲 4 の 3) 訂正文を掲示することを要し、さらに、日本国が被災者の医療費に対する財政支援を表明し成立させたからには(甲 39 の 1 乃至 7)、「医療費が支払えないという理由で、病状が悪化するにも関わらず、退院を余儀なくされる患者さんが多くいるとの報告を受けました。そこで、わたくしたち VSC 支援会では、この度の被災により多くの財産を失い、治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や、妊婦の方、また小さなお子様を持つご両親様を対象に、医療費の補助を行う為の募金を募ります。」(甲 4 の 3) との文言についても訂正文を掲示するとともに削除しなければならず、同じく旧 HP に所得と支出および寄付額を明記し(甲 4 の 6)、誰もが閲覧出来る環境を整備することである。

つまり、「募金のお願い」(甲 4 の 3) をした旧 HP にはチャリティコンサートの決算報告内容および「追記」(甲 4 の 6・新 HP) を公開せず(甲 4 の 5・旧 HP)、旧 HP をサイトごと削除して、原告から批判されたためか(甲 25 の 4)、新 HP には「募金のお願い」のページを掲載せずに隠蔽し、原告から公開を促されたためか(甲 25 の 3)、決算報告内容および「追記」を公開したものの(甲 4 の 6)、本件ブログ①②の読者らに告知せず会の名称を変更した上に URL までも変更しなければならなくなった目的

は、募金者およびチャリティコンサートのチケット購入者らに新 HP へのアクセスおよび閲読を困難にするための措置を講じなければならなかったこと以外に合理的理由はない。

しかも、新 HP に公開されたチャリティコンサートの決算報告内容については、そもそも日本国が被災者の医療費について財政支援を実行していたにも関わらず、被告が、その事実を伏せて不必要かつ不正な目的を掲げて「子供たちの医療費の補助を行うための募金」(甲 4 の 3) を募って収入の部に流用してきた経緯がある(甲 4 の 6)。さらに、被告は、本件ブログ①で「香り空間の演出家は、皆様をお迎えする入り口を癒しの香りで満たしてくれることになりました。そして、それに要する実費を負担して下さる篤志家の方も現われました。」(甲 3 の 14) と明記し公開していながら、支出の部の費目には「アロマプロデュース料 10,000 円」(甲 4 の 6) を計上しており、現在も実費を負担してくれる篤志家によって 10,000 円が相殺された事実もない。さらに、チャリティコンサートを協賛した「大倉山エルクム通り商店街」、後援したとされる「ギリシャ政府観光局」からの寄付金額も明らかにされていない。なお、ギリシャ政府観光局・日本支局は、平成 25 年 10 月 8 日付けで、「(同年) 12 月 31 日で東京事務所を閉鎖し、日本から撤退する」とのニュースを発表しており(甲 35)、ニュースには「2010 年以降のギリシャ経済危機の影響を受けたものとみられる。」と記載されているが、原告は、ギリシャ政府観光局がこれまで何かと被告から利用され続けてきており、ギリシャ政府の名を借りた被告が被告とその長女の活動のために被災地の子どもたちの医療費の補助を行うためとの虚偽の大義名分を掲げて募った預かり金を使い果たして恥じないチャリティコンサートの後援までさせられた事実を知り、重く捉えたとすれば、ギリシャ政府が、度重なる被告の寄生から逃れるためギリシャ政府観光局・日本支局を閉鎖したとの考えもあながち誤りとは言えないであろう。

したがって、請求の趣旨3および4について、被告が本件ブログ①②からインターネット上から世界中に公然と表示し公約したその場限りの無責任な言論について、原告は勿論、被告の不正ならびに公約不履行を知り得た読者らは是正を求める請求権を有しており、「東北地方復興支援の会 港北」の責任者である以上、被告には、適正に収入および支出を管理し、収益金を得る責任と義務があり、収支を明確にして、説明責任を果たす義務は勿論のこと、責任者として当然の如く反省と謝罪を述べるとともに、チャリティコンサートにおいて不必要に発生させた音響オペレーション費とやらに使い果たしたとされる多額の経費の責任を取り、その報告を本件ブログ①②に掲載しなければならないことについては、社会通念上誰もが肯定することは明らかである。

- (2) 被告が本件ブログ①②等からインターネット上で世界中に公然と表示し公約した言論について、本件ブログ①②、オフィシャルサイトにおいて、チャリティコンサートのチケット売上代金を1円たりとも被災地に届けず、そのうえ尊い寄付金までいたずらに経費として流用した事実について秘匿していること

被告は本件ブログ①②において約1か月間、旧HPに公開されていた「東北地方太平洋沖地震」・「チャリティコンサート」・「“港北から東北へ 願いは音にのせて”」・「2011 8/14」と記載された専用バナーから旧HPへLINKするよう貼っていながら（甲4の4）、また、現在も被告のオフィシャルサイトに「今後も随時VSC支援会ホームページ等でご報告して参ります。また、開設のための募金は随時お受けしております。」と継続して公開していながら（甲8の4）、新HPへのLINKも貼らず、VSC支援会がSTC支援会と名称変更した事実についても本件ブログ①②、オフィシャルサイトのいずれにおいても報告せず告知していない事実があり、被告は、チャリティコンサートが目的を逸脱し追記のとおり改竄した事実（甲4の6）の

周知を意図的に怠っている。しかも、被告の本件ブログ①②には、チャリティコンサート決算報告書ならびに「追記」の内容（甲 4 の 6）を一切公開しておらず、多数の閲読者らに「顔を出して下されば入場料が陸前高田市に届けられますのでお立ち寄りください♪」（甲 18）と錯誤させて「入場料が被災地に届いた」との錯誤に陥らせたまま、重要事項を告知せず沈黙の欺罔行為を続けて錯誤を深めさせ本件ブログ①②の閲読者らならびにチャリティコンサートのチケット購入者らを現在も欺き続けている。

かろうじて、STC 支援会・新 HP において、1 年間に亘る第一期会計報告書で希望者への連絡を呼び掛けているものの（甲 30）、旧 HP 閲読者ならびに寄付者らが STC 支援会の新 HP・「第一期会計報告書」ページまで辿り着くのは極めて困難な上に、同報告書からはチャリティコンサートのチケット売上代金が 1 円たりとも被災地に届かなかった事実ならびに尊い寄付金まで多額の経費として流用したとしている事実についても判然とさせず、「VSC 支援会」「東北地方復興支援の会」「東北地方復興支援の会 港北」「STC 支援会」を信頼のおける団体と誤信させ錯誤に陥らせたままという被告にとって都合な状態を現在も継続させており蓋し<sup>けだ</sup>不当である。

したがって、VSC 支援会のサイトが閉鎖され新 HP にも辿り着くのが困難である以上、被告自らが「今後も随時 VSC 支援会ホームページ等でご報告して参ります。また、開設のための募金は随時お受けしております。」（甲 8 の 4）との公言に従って、責任者としてチャリティコンサートの結果について報告し、チケット代金を届けられなかった事実について謝罪するとともに本件ブログ①②に明記公開する義務があり、これは被告自身のオフィシャルサイト上での公言を言行一致させるとともに、「東北地方復興支援の会 港北」の責任者である被告にとって当然の義務でもある。また、被告が本件ブログ①②からインターネット上で世界中に公然と表示し公約した言論について、原告を含む閲読者であれば誰でもこれらについて請求する

正当な権利があることは明白である。

### 第3 答弁書への反論

#### 1 「VSC 支援会」の理事でもある被告が、ネット上で公約していたこと

- (1) 被告は、「原告の請求は、要するに、ア 被告が、『東北地方被災地支援の会 港北』代表として、平成23年8月14日に、横浜市港北区の港北公会堂において、チャリティーコンサートを開催した際、被告が、チケット代から最小限の経費を差し引いた金額を陸前高田に届けると表明していたにもかかわらず、」と主張する（2頁）。
- (2) しかし、被告は、「東北地方被災地支援の会 港北」の代表であり責任者としての立場にとどまらず、被告およびその夫（以下「被告ら」と言う。）は夫婦揃って「VSC 支援会」（平成24年3月「STC 支援会」と名称を変更。旧HPはサイトごと全て削除された）の理事をも務める立場にあり、陸前高田に届けるとの旧HP上の公約をも、被告の2件の本件ブログ「ナオミライクな日々」および「料理冒険家『池澤ショーエンバウム直美』のグローバルキッチン」から一般公開して表明し公約していた事実がある。
- (3) 被告は、「原告の請求は、要するに、ア（略）チケット購入者及び募金者に対する詐欺にあたりと主張し、」と主張する（2頁）。
- (4) しかし、被告が、被災者への医療費に対する日本国の財政支援の事実について知り得ていながらそれを秘匿して「小さな子どもたちの医療費の補助を行うための募金」と偽り、日米をはじめとする世界中から集めた多額の寄付金およびチャリティーコンサートのチケット代金を得た行為は、単にチケット購入者及び募金者に対する詐欺行為にとどまるものではなく、虚偽の事実を摘示して日本国ならびに日本国民全員の社会的評価を低下させた名誉毀損に該当し、しかも被告と被告の公言を誤信した友人・知人ら等のブログ等の原告を含む読者全員を錯誤させたまま沈黙の欺罔行為を現

在も継続させて錯誤を深めさせており、無限の詐欺行為の連鎖を構成する。

**2 原告が被告に対し、被告の2件のブログ上へのチャリティコンサートの会計報告の掲載ならびに米国での募金額および日本での手渡しでの募金額とそれぞれの使途の開示についても請求していること**

(1) 被告は、「イ 被告に対し、陸前高田に同額の金員を届け、被告のブログ等に謝罪文等を掲載すること等を求める」と主張する(2頁)。

(2) しかし、原告は、前記イのほかにも、被告に対し、会計報告(甲4の5乃至6)を本件ブログ①②上に掲載して情報を公開し報告する責任と義務があり、米国の友人らから被告宛に届いた義捐金額ならびに被告が虚偽の目的を力説し、情に訴えて米国各地で集めた義捐金額および日本で被告が直接手渡しで得た募金額とそれぞれの使途について本件ブログ①②に公開し報告せよと請求している。

なぜなら、被告が「子どもたちの医療費の補助を行うための募金」と虚偽の事実を掲げて米国で募金を集めた場合、日本とは異なり募金が習慣となっている米国人は、その場で小切手に桁外れの金額を書き込んで手渡すことが往々にしてあるからだ。特に、被告のブログによれば、郊外の住宅地ベセスダに豪邸を持つ被告の夫の親友で被告を交えて家族ぐるみで交際しておりミラノやベローナまで家族旅行に出かけたマーク弁護士(とその妻ジュディー氏)(甲42の1乃至2)がダウンタウンに構える法律事務所のクラブで隔週木曜日に開催されている朝食会のゲストスピーカーとして、被告が富裕層の老弁護士ら10名に資料を配布して涙ながらに熱弁を振えば(甲3の12)、情にほだされてホロリとなり意気に感じて、いとも容易く多額の寄付が寄せられたことは間違いなく、これら手渡しで集めた寄付金が「東北地方復興支援の会 港北」・「東北地方復興支援の会」の収入に算入されることなく、被告が着服したものと原告は判断している。

**3 原告のみならず被告のブログ等および被告の公言を錯誤し被告の言論によ**



って錯誤させられたブログ等の読者のみならず日本国民全員が当事者適格を有すること

(1) 被告は、「原告が本件の訴訟物たる権利関係の主体ではないことは、原告の主張から明らかである。したがって、原告に当事者適格が認められる余地はない。」と主張する（2頁）。

(2) しかし、後記第4の1で述べるとおり、原告は当事者適格を有する。

#### 4 原告の請求が法的根拠を有すること

(1) 被告は、「原告の請求には、何ら法的根拠がなく、仮に原告の主張する事実が全て真実と認められたとしても、原告の請求が認容される余地はないのであり、主張自体失当というほかない。」と主張する（3頁）。

(2) しかし、前記第1に述べたとおり、法的根拠があり原告には請求の権利がある。したがって、被告は、速やかに訴状を認否すべきである。

#### 5 原告らが、先行する被告のネット上の公言に従ってブログ記事等を公開していること

(1) 被告は、「原告らは、原告らの管理するウェブサイト上に、被告を誹謗中傷する記事等を多数掲載し続けており、」と主張する（3頁）。

(2) しかし、原告らは、「こうして時折お便りしてください。罵詈雑言でもかまいません。」、「この方（辛口コメント）がずっと姉様（原告の妻のこと）らしいですよ。」（密かに証拠隠滅）、「私自身へのご批判は謹んでお受けいたします」（密かに証拠隠滅）等被告のネット上の公言に従ったまでであり、たび重なる被告からの公私に亘る虚偽の言論によって錯誤させられ、架電して説明を求めるもその責任を果たさずに逃避し、原告の義母の遺言も開示せず、直接の連絡を禁じ名誉毀損等と同義の罵詈雑言をけしかけたまま、沈黙の欺罔行為を継続することによって錯誤を深めさせ、公然と記事を書き公開する以外に方法がないよう仕向けておきながら、年金で生活する無名の夫婦である原告らに対して事前の交渉もなく意図的かつ一方的に弘中

惇一郎氏他4名もの弁護士印が押された訴状を叩きつけさせて恫喝させるとともに、マスコミでもない無名の老夫婦である原告と妻のブログ記事を相手に何と総額6千万円もの常軌を逸した超高額請求とその奪取目的でお金めあての訴訟を仕掛けられたもので、原告と妻は被告による詐欺未遂事件の被害者である。

本件においても、被告の詐欺の手口は、まず「医療費が支払えないという理由で、病状が悪化するにも関わらず、退院を余儀なくされる患者さんが多くいるとの報告を受けました。そこで、わたくしたちVSC支援会では、この度の被災により多くの財産を失い、治療が必要にも関わらず医療を受ける事が困難な家庭のお子様や、妊婦の方、また小さなお子様を持つご両親様を対象に、医療費の補助を行う為の募金を募ります。ベトナムストリートチルドレン支援会・理事一同 <http://www.vsc-shien.com/work.html>」との虚偽の事実を喧伝して効果的に人様の情に訴えかけ、日本国が被災者への医療費を含む財政支援を表示し成立させた事実を知り得ていながら、重要事項を告知せず秘匿したまま、募金のお願いの文言を訂正せず、「対象になる方の選出は、桧田より現地の医療機関を通して行っていただき、お預かりした募金は、必ずどの様な医療に使われたのか分かるよう明確にして参ります。」(甲4の3・密かに証拠隠滅、甲31の1)の文言を削除し、沈黙の欺罔行為を続けて錯誤を深めさせ、「子どもたちの医療費の補助を行う為の募金」を収入にしてきたという極めて悪質な性質を有している。

一方で、日本国民は、そもそも、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」(憲法25条)により、生活保護受給者の医療費が無料であることは言うに及ばず、既に昭和49年において医療費の支払いが困難な方に対して医療費減免を行う制度(社会福祉法第2条第3項および法人税法施行規則第6条第

4号の規定にもとづく)が制定されている。

しかるに、「会の理事長である桧田仁医師の現地からの報告」と称して、  
『先生、津波でなくなった家の借金もありますし、私の治療はもういいです。』こうおっしゃって病院を立ち去る患者さんを引き止めることが出来ない事に、僕自身も無力を感じ、落ち込む毎日でした。」(甲3の12)と、桧田仁 VSC 支援会理事長の口を借りる形で、被告がブログに明記し公開した内容も虚偽の事実と判断する。なぜなら、桧田氏は広島市佐伯区で桧田病院を経営する現役の開業医であるから、「命にかかわる『医療』は大切な社会保障です。『医療費減免を行う制度(無料低額診療制度)』がありますから安心して治療をお受けなさい。」と助言して、無料低額診療に取り組んでいる被災地の医療機関を紹介することが十分可能であり、医師である桧田氏が現地からの報告と称して上記の如き発言をする筈がないからである。

したがって、本件における被告の言論は、募金を得るための手段として治療の受けられない子どもを利用して、多額の寄付金を詐取した詐欺である事実が明白であるから、被告が詐取した寄付金およびチャリティコンサートのチケット代金全額を返還する義務を負うことは明白である。

## 6 原告の妻の10日間におよぶ緊急入院および経過観察による遅延

- (1) 被告は、「原告らは、裁判所が結審の意向を示すや、裁判官忌避の申立を繰り返し、訴訟の引き延ばしを図っている。」と主張する(3頁)。
- (2) しかし、訴訟の遅延は、原告の妻の緊急入院が原因である。原告の妻は従前から腸の病で通院加療中である事実を再三にわたり被告のブログへのコメントや電子メールで被告に伝えてきていた。そんな中、通知もなく不意打ち訴訟を提起され、病状が増悪しさらなる体調の悪化による点滴処置や入退院等を繰り返していたが、平成26年7月6日救急病院担当医の判断により必要な緊急入院の事態に陥り10日間の入院となり退院後も安静加療ならびに経過観察のための定期的通院により止むなく遅延を余儀なくさ

れたものであった。さらに、この時原告の妻が入院した原因たるや、原告らの反訴を妨害する不当な目的で裁判官から提出を求められていなかったにもかかわらず、突如として被告が提出した虚偽の事実が満載であるが故に全文記録閲覧禁止の申し出までが成されたうえ裁判所がそれを認めるといふ前代未聞の被告の陳述書（平成 25 年(ワ)第 XXXX 号 損害賠償等請求事件・甲 49）に責任があり、夥しい虚偽に対する反論作成中のストレスから食欲を失い、かつてない激しい腹痛と大量下血による緊急搬送に伴う入院であり、「虚血性腸炎」と診断され、点滴に初めて止血剤が混ぜられた。原告の妻の腸の病を本人から直接何度も知らされていながら意図的に症状の増悪を狙って攻撃を与えてきた被告に原因があると同時に、原告が提出した平成 26 年 7 月 16 日付け「期日変更申立書」を認めなかったこと等裁判所にも原因があることから裁判官忌避を申立てた次第である。

- (3) 上記のとおり、原告らの裁判官忌避の申立には相当の理由があり正当な行為である。
- (4) なお、平成 24 年 10 月 23 日に名誉毀損訴訟を本件訴訟代理人弁護士らに委任しておきながら、原告らへの削除依頼や抗議等直接の通知や事前の交渉を一切省略し、何ら合理的理由もなく、損害賠償額を膨張させる不当な目的で平成 25 年 4 月 5 日まで半年弱も訴訟提起を引き延ばしたのは被告であることを附言する。

## 第 4 原告の主張

### 1 当事者適格性

- (1) 原告自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があると認められていること

本件は、原告が、被告に対して、一定の金銭・動産・不動産等の引渡しや特定の作為・不作為を求める訴訟類型・給付の訴えである。給付の訴え

においては、自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者に原告適格があるというべきである（平成 21(受)627 損害賠償等請求事件平成 23 年 2 月 15 日最高裁判所第三小法廷判決・集民 第 236 号 45 頁）。

(2) 原告のみならず被告のブログ等および被告の言論によって錯誤させられたままの状態が継続しているブログ等の読者のみならず日本国民全員が当事者適格を有すること

ア) 被告は、「原告が本件の訴訟物たる権利関係の主体ではないことは、原告の主張から明らかである。したがって、原告に当事者適格が認められる余地はない。」と主張する（答弁書 2 頁）。

イ) しかし、日本国民は、平成 25 年乃至平成 49 年において、復興特別所得税額（基準所得税額×2.1%）を徴収されており（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年 12 月 2 日法律第 117 号））、被告が、ネット上での公約を破り、目的を改竄して本来、東北地方復興として届けるための財源の大半をチャリティコンサートの経費に流用したとして説明責任を果たさず情報公開にも応じていない事実は明らかであるから、被害者である原告を含む日本国民全員が当事者適格を有する。

ウ) また、著名人である被告等のブログ等ネット上から公約した内容について、読者らが、被告等の言論を誤信したことによって錯誤させられた事実が明るみに出れば、内心に著しい被害を等しく受け重大な損害を生ずる恐れがあり、被告に対して、報告義務が求められることはもとより真摯な反省と謝罪が求められることは明らかであるとともに寄付金およびチケット代金の返還を求める者の出現についても充分考えられるから、原告を含む不特定多数の読者が当事者適格を有する。

エ) さらに、本件等について被告の責任を追及してきた原告のブログ記事（甲 25 の 3 乃至 4）については、著名人である被告の社会的活動で

あり公的関心事であるとともに公共性があり、公益目的であることから、責任者である被告の言動についての記事は表現の自由が優先され名誉毀損等が阻却されるとともに、プライバシーが制限されることは明らかである。にもかかわらず、被告にとって都合の悪い言論を封じるための過度の攻撃目的ならびに超高額金員請求目的で、直近までごく親しくコメントやメールや手紙でのやりとりを交わしてきた原告の妻に対して何ら通知せず事前の交渉もなく不意打ちで超高額訴訟（平成 25 年（ワ）第 XXXX 号損害賠償等請求事件）を提訴したもので、さらに、原告のブログ記事（甲 25 の 5）への追加請求についても予告されている。したがって、被告は正論を唱える原告の表現の自由を奪う不当な目的で訴訟提起を企図したものであり、正当性を立証せんとする原告が当事者適格を欠くことは有り得ない。

**(3) 原告のみならず被告のブログ等および VSC 支援会理事および「東北地方復興支援の会 港北」責任者である被告の言論によって錯誤させられているブログ等の読者のみならず日本国民全員が当事者適格を有する**

前述のとおり、厚生労働省は東日本大震災の被災者に対する医療費の財政支援を表明し医療費の無料化を継続してきた事実がある。さらに遡れば、昭和 49 年 10 月 31 日には社会福祉事業法第二条第三項に規程する生計困難者のために医療費無料・低額診療を行う事業について定められている。

ところが、被告は、この事実を秘匿し、子どもの医療費の補助を行うための募金との虚偽の事実を謳って、日本国の無策を非難し日本国民を貶めながら、人情に訴えかけて、国内外から多額の募金を詐取してきた事実は明白である。したがって、原告を含む日本国民であれば、誰でも、被告の名誉毀損について損害賠償請求権を有する。

**(4) 括り**

したがって、原告は、当事者適格を有しているから、被告は速やかに訴

状の認否を開始すべきである。

## 2 民間団体であることに藉口した被告の好き勝手な行為が容認されないこと

日本国の国難とも言える東日本大震災に対しては、多くのボランティア団体が募金活動に参加した。その中で、被告は、唯一被災地にチケットの売上代金を1円たりとも届けないという結果を残して恥じなかった前代未聞のチャリティコンサートを実施した責任者としての自覚が完全に欠落している。被告の「東北地方復興支援の会 港北」が日本の秩序を破壊し、国内外の多くの人々から掻き集めた善意の寄付金をも被告が本来の目的を逸脱した使途に空費させた行為は反省と謝罪なくして到底許されるものではない。

義援金は全額被災された方々へ届けると明記公開している日本赤十字社（甲36）のように、法人として定款を持ち罰則付きの法律で縛られることもなく（日本赤十字社法・昭和27年8月14日法律第305号）、ボランティア活動などにおいて、被告が責任者であり代表を努める「東北地方復興支援の会 港北」が法人格を持たない「権利能力なき社団」であることに藉口し、さらに、チャリティコンサートでありながら、被災地のために役立つ結果を何一つ残せず責任を取ろうともしない常軌を逸した被告の活動を縛る法律が日本国に存在しないとしても、「東北地方の復興」を旗印に、「子供たちの医療費の補助を行うための募金」・「今回の震災で孤児になったり、継続した治療が必要であるのに医療費が払えないという理由で病院を出なければならない子供たちのための募金」と呼び掛けた挙句、さらに、VSC支援会の旧HPの「東北地方太平洋沖地震への募金ご協力をお願い～募金の方法について～」ページにおいて、「対象になる方の選出は、桧田より現地の医療機関を通して行っていたら、お預かりした募金は、必ずどの様な医療に使われたのか分かるよう明確にして参ります。」（証拠隠滅・一部削除・甲4の3、甲31の1）とたたみかけるように公約し必ずと確約したうえで、不特定多数の方々から心のこもった財物を交付させ、多くの不当な収入を得てきた以上、代表であり

責任者である被告には、チャリティコンサートで消費したとする多額の経費発生  
の責任を取る必要があるとともに、果たすべき説明責任ならびに情報公開  
の義務があることは誰の目にも明白である。

### 3 「東北地方復興支援の会 港北」「東北地方復興支援の会」「VSC 支援会」「STC 支援会」が臭いものに蓋をする、自浄能力不在の信用に値しない団体である こと

前記第1の1(4)で述べたとおり、被告は被告自身と被告の長女・池澤春菜  
氏のために本来の目的を改竄してチャリティコンサートを悪用するのみなら  
ず、「ベトナムストリートチルドレン支援会は、皆様の温かいご寄付を1円でも無駄にしない活動をいたします・・・」(甲4の7)「この組織を活用し商業を目的として活動したい団体及び個人とは一切の関係をもたないものとします。」(甲4の8)との旧HPに公開し掲げていた活動方針にも背いたため、  
どちらも削除し消去しなければならなかった。この事実からも明らかなお  
り、チャリティコンサートの開催は、著名人である被告と被告の長女が今後活  
動するための個人的な商業を目的として活動したもので、「良い音」と「ベス  
トなコンディション」での出演を果たすため、多額の音響オペレーション費  
用に使い果たしたとして、皆様の温かい心のこもったチケット売上代金を1  
円たりとも被災地に届けず無駄にした活動をもって、尊いご寄付にまで手  
をつけて多額の経費を補填したとする惨憺たる結果に終わった。すなわち、「東  
北地方復興支援の会 港北」責任者である被告の活動は、上記2つの方針に  
真っ向から歯向かい対立したものであり、本来であれば、同支援会から理事  
として背任の責任を問われるべきであり、理事および会の代表を自ずと退く  
か理事会において退かされるべきところ、被告は何ら責任を問われていない。  
それどころか、VSC 支援会は、同支援会を批判・指摘する原告の記事(甲25  
の3乃至4)を「攻撃」と捉えて、被告と事務局の吉●裕●氏の二者による  
たった一本の電子メールのやり取りをもって、理事会すら開くことなく旧HP



において被告夫妻を一時的に理事職から外すというお粗末な行動に出た後（甲 4 の 10）、同支援会の方針（甲 4 の 7 乃至 8）が公開されていた旧 HP を「リニューアル準備中」と表示したまま旧 HP をサイトごと閉鎖して証拠隠滅を図り、同支援会の名称をも STC 支援会に変更したうえ、旧サイトからジャンプして新サイトに LINK するという通常の公開方法にすら設定せず、意図的に閲覧者が新 HP に辿り着くことを困難にするという卑劣な小細工ぶりを見せている。

また、同支援会は、決算報告期間がチャリティコンサート開催当日の 1 日分となっているにもかかわらず、寄付金については 3 月 25 日乃至 9 月 30 日分まで含めているなど（甲 4 の 6）、公認会計士・江良泉氏（埼玉）が理事を務めていると表示されていたにもかかわらず（甲 4 の 2・2 頁）、不明朗・不透明な会計処理を公開している。さらに、当初は、募金の目的を「子供たちの医療費の補助を行うための募金」と謳っていたが、訂正もせずに、チャリティコンサート終了後は「私たちは長い月日をかけて復興していく東北地方の皆さんが、今何を考えて何を欲していらっしゃるのか、皆様にお伝えすることが一番の目的であります。」と改竄し、使途が医療費の補助から「小さな図書室を開設するための準備金の一部」と改竄しており、被告の募金行為は紛れもなく詐欺である。これらの事実からも、被告が直接集金した預かり金の全額が第一期の総収入に算入されたかどうかについての疑念が払拭されていないことは言うまでもない。

したがって、VSC 支援会には、被告を処分する必要性が認められたにもかかわらず、かえって被告を庇う措置へと打って出た行為から、自浄能力が欠如した団体である事実が立証されている。

#### 4 被告の言論により未だに詐欺被害拡大の恐れがあること

義捐金および募金の呼び掛けは被告の本件ブログ①②等から現在も不特定多数の閲覧者に向けて公然と成されているものであり、著名人として広く活

動し社会的影響力をも併せもつ被告の本件ブログ①②の記事等のみならず、それらを閲読することにより被告の言論を誤信し錯誤させられた被告の友人らのブログ記事等による錯誤の連鎖が生じ、実際にチケットを購入し募金をした者以外の者であっても、被告の言論によって原告を含むそれらの記事の閲読者全員が、「現在もチケットの売上代金は被災地に届いた」、「募金は全額被災地に届いた」と錯誤させられたままの状態が続いており、何らブログ上での処分がなされないことによってさらなる被害拡大の恐れがあることをも考慮するとともに、今回のやり方に味をしめて、起死回生ならびに捲土重来をはかっている被告が、新たなチャリティビジネスに乗り出すことは明らかであり、そうした二次被害三次被害をも併せみれば、原告の請求は速やかに認められるべきである。

## 5 自浄能力のない民間団体を規制する法整備の活動を迅速に推進する必要があること

原告は、被告の活動を最悪の例として具体的に掲げながら、民間団体における数々の問題点を追及してゆく。被告の如きが理事を務める民間団体であろうと、虚偽の事実を目的として掲げることによって多額の資金を募り、チャリティコンサートを開催し、募金の使途をも誤り、実際に赤字を出しても粉飾決算を謀り、反省し謝罪するどころか、当初の目的を改竄したうえに、終了後直ちに被災地の子供たちなどどこへやらのかつてない浪費ぶり・豪遊ぶり・酒池肉林の快樂に興じる贅沢三昧をあからさまに記載した記事を本件ブログ①②から次々と公開して恥じない被告の心無い言動は断じて許し難い。

被告の如き資格喪失者による「東北地方復興支援の会 港北」「東北地方復興支援の会」「VSC 支援会」「STC 支援会」に対して今後の詐欺行為を中止させるためにも民間団体に対する明確な罰則が必要であり、原告は微力ながらその活動を推進してゆく所存である。

以 上